\bigcirc 財 務 省 令第二十二号

号 和 \mathcal{O} 元 成 年 規 年 定 法 被 後 に 律 基 見 第三十 一づき、 人 等 七 \mathcal{O} 号) 権 通 関 利 業 \mathcal{O} \mathcal{O} 法 制 施 施 行 限に係る措置 行 に 規 伴 則 1 \mathcal{O} 及 部 び 0 適 を 改 通 関 正 化等 正 業 す 法 を図 る省・ 昭 「るた 令 和 を 兀 次 \Diamond + 0 \mathcal{O} ょ 関 年 う 係 法 E 法 律 定 律 第 め 百二 0 整備 る。 一 十 二 に 号) 関する法 第六 条 律 (令

令 和 元 年 九 月月六 日

財 務 大 臣 麻 生 太郎

通 関 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を改 正 す る省 令

次 通 \mathcal{O} 関 表 業 法 に 施 ょ り、 行 規 則 改 正 昭 前 欄 和 に 兀 十二年大 掲げ る 規 蔵 定 省令第五十号) \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 0 分をこれ 部を次 に のように 順 次 対 改 応 す 正する。 る改正 後 欄 に 掲 げ

傍 規 線 定 を \mathcal{O} 付 傍 線 た を 規 付 定 L た 以 部 下 分 \mathcal{O} 対 ように 象規定」 改 \Diamond という。 改 正 前 欄 は、 及 び そ 改 \mathcal{O} 正 標 後 記 欄 部 に 分が 対 応 異 L 、なる、 7 掲 Ł げ る \mathcal{O} は そ 改 0) 標 正 前 記 欄 部 分 に 掲 に げ る 重

応す 対 対 応 象 á す 規 定を る £ t \mathcal{O} 改 を \mathcal{O} 掲 を 掲 正 げ 後 7 げ 欄 7 に 1 掲 な 1 げ な 1 る対が ŧ 1 \mathcal{O} t は 象規定 \mathcal{O} は これ とし れ を 加 を 7 える。 移 削 り、 動 Ļ 改 改 正 後 正 欄 前 欄 に 撂 12 げ 撂 る げ 対 る 象 対 規 象 定 規 定 で 改 で 改 正 前 正 欄 後 欄 に に れ れ 12

対

に

る

ک

(通 関 業許 可 改 申 請 書 \mathcal{O} 正 添 付 書 面 後 (通 関 業 許 可 改 申 請 書 \mathcal{O} 正 添 付 書 面 前

第 条 通 関 業 法 昭昭 和 四 十二年 法 律第 百二十 第

号。 以 下 法 لح いう。 第 四 条 第二項

る 書面とする。 規定す

る財

務

省令で定め

る書

面

は、

次に

撂 げ

略

[号を削る。

12 条 通関 業 法 留昭 和 匹 十二年 法 律第 百二十

一号。 規定する財務省 以 下 法 位 という。 で 定 8) る 書 第 面 は、 兀 条 第二 次 (C 項に 撂 げ

る書 面とする。

同上

申請 \mathcal{O} 役 員) 者 申 が 法 請 第 者 六 が 条 法 第 人で 号に あ る場合に 掲 げ 者 は

そ

民 法 \mathcal{O} 部を改正 する法は 律 平 · 成 十 一 年 法

る

律

第

百

兀

+

九

号)

附

則

第三条

第一

項

 \mathcal{O}

規

定

に ょ り 成 年 被 後 見 人とみ なさ れ る者 及 び 同

る者 第二 並 び 項 に \mathcal{O} 規 民 定 法 に \mathcal{O} ょ __ 部 り を 被 改 保 正 佐 す 人とみ る 法 なさ 律 \mathcal{O} れ 施

条

行 に 伴 う関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す Ś 法 律

成 + 年 法 律 第 百 五. 十 一 号) 附 則 第三 条

平

 \mathcal{O}

規定 に ょ ŋ 従 前 \mathcal{O} 例 に よることとされる

禁 治 産 者 を 含 む 及び法第六条第二号

準

	第一条の二 法第六条第一号の財務省令で定めができない者) (心身の故障により通関業務を適正に行うこと
[四~七 同上]	[四〜七 略] 代わる書面
[号を加える。]	該当しない旨の官公署の証明書又はこれにその役員)が法第六条第二号に掲げる者に三 申請者(申請者が法人である場合には、
該当しない旨のこれらの者の宣誓書	書ずれにも該当しない旨のこれらの者の宣誓
から第九号まで及び第十一号のいずれにも当該法人及びその役員)が法第六条第三号	、第三号から第九号まで及び第十一号のい当該法人及びその役員)が法第六条第一号
申請者(申請者が法人で又はこれに代わる書面	申請者(申請者が法人である場合には

意思: る者 適 正 疎 に は、 通 行うに を適 精 神 切に行うことができない 当たつて必 0) 機 能 \mathcal{O} 障 要な 害によ 認 ŋ 知、 通 関 判 断 者とす 業 務 及 を び

る。

(許可の承継に係る承認申請の添付書面)

第二条 第一条の規定は、通関業法施行令(昭 第二条

和四十二年政令第二百三十七号。以下「令」

で定める書面について準用する。という。)第三条第三項に規定する財務省令

(許可の承継に係る承認申請の添付書面)

四十二年政令第二百三十七号。 前条 \mathcal{O} 規 定 は 通関 業法 以 下 施 行 「 令 」 令 (昭 لح 和

いう。)第三条第三項に規定する財務省令でいう。)

定める書面について準用する。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和元年九月十四日から施行する。